

<改訂箇所一覧>

この改訂箇所一覧は、「医療通訳育成カリキュラム基準」（平成29年9月版）および『「医療通訳育成カリキュラム基準」（平成29年9月版）準拠 指導要領』の令和3年11月15日一部改訂における、改訂箇所を示したものです。

改訂対象	ページ	改訂項目	改訂箇所	改訂前	改訂後
医療通訳育成 カリキュラム基準	6 ページ	7.実務実習	実務実習（20単位） 第3項	医療機関での実習が困難な場合は、 <u>一般の対話通訳や模擬医療通訳演習を実務実習とみなす（最大5単位（7.5時間）までとする）</u> 。その場合は、医療機関で2単位（3時間）以上の実習（病院見学・受付支援・患者対応）を必ず行うこと	医療機関での実習が困難な場合は、 <u>医療通訳を想定した演習（模擬医療通訳演習）や一般の対話通訳を実習とみなしてもよい。ただし一般通訳は最大5単位（7.5時間）までとする</u> 。その場合は、医療機関で2単位（3時間）以上の実習（病院見学・受付支援・患者対応）を必ず行うこと
	補助資料 2 ページ	通訳実務実習	実務実習 第3項	医療機関での実習が困難な場合は、 <u>一般の対話通訳や模擬医療通訳演習を実務実習とみなす（最大5単位（7.5時間）までとする）</u> 。その場合は、医療機関で2単位（3時間）以上の実習（病院見学・受付支援・患者対応）を必ず行うこと	医療機関での実習が困難な場合は、 <u>医療通訳を想定した演習（模擬医療通訳演習）や一般の対話通訳を実習とみなしてもよい。ただし一般通訳は最大5単位（7.5時間）までとする</u> 。その場合は、医療機関で2単位（3時間）以上の実習（病院見学・受付支援・患者対応）を必ず行うこと
指導要項	3 7 ページ （実務実習要項）	5. 単位・必要時間	第5項	一般対話通訳と模擬通訳のみで20単位を取得することはできない。必ず病院での実習（病院見学・受付支援・患者対応など）を <u>1単位</u> 以上含めること。	一般対話通訳と模擬通訳のみで20単位を取得することはできない。必ず病院での実習（病院見学・受付支援・患者対応など）を <u>2単位</u> 以上含めること。 <u>また一般対話通訳は最大5単位（7.5時間）までとする。</u>
	3 8 ページ	選択履修項目	一般対話通訳実務	最大認定単位数 ⇒ <u>10</u> 時間 ⇒ <u>15</u>	最大認定単位数 ⇒ <u>5</u> 時間 ⇒ <u>7.5</u>
	4 1 ページ （実習例）	3つの表のそれぞれ	実習前オリエンテーション	認定単位 ⇒ <u>3単位（4.5時間）</u>	認定単位 ⇒ <u>2単位（3時間）</u>
			実習レポートの提出	認定単位 ⇒ <u>2単位（3時間）</u>	認定単位 ⇒ <u>3単位（4.5時間）</u>